



北海道公立高校入試【社会・公民】完全攻略プリント③

～15 年間（2012～2026 年）の出題データから導く「統治機構と権能判定・主体行為マ
トリクストレーニング」～

【本教材のガイダンスと到達目標】

- **対象者：**北海道公立高校入試を受験する中学 3 年生（および指導者・保護者）
- **特に向いている生徒：**
 - 国会・内閣・裁判所の用語（条約、弾劾、違憲審査など）は覚えているが、選択肢の正誤判定で引っかかってしまう生徒
 - 「指名」と「任命」、「締結」と「承認」のように、似たような言葉の主語を取り違えて失点する生徒
 - 最高裁判所長官とその他の裁判官、下級裁判所裁判官の人事手続きの区別が曖昧な生徒
 - 地方自治の「直接請求権」で、誰に請求し、どのような手続きで処理されるのかが整理できていない生徒
- **このプリントでできるようになること：**
 - **行為特定力（Step 1）：**設問や選択肢の文末にある「行為・述語（締結、承認、指名、任命、解散など）」を素早く正確に特定できるようになる。
 - **主体想起力（Step 2）：**その行為を行う正当な権能を持つ「憲法上の主体（国会、内閣、裁判所、天皇、弾劾裁判所など）」を自力で想起できるようになる。
 - **対象確認力（Step 3）：**その権限行使が「誰・何に対して（最高裁長官かその他の裁判官か、法律か条約か）」行われるのかを冷静に見分けられるようになる。
 - **主述照合・判定力（Step 4）：**文中の主語と述語の対応関係を照合し、主客のすり替えや誤った記述を根拠を持って見破れるようになる。
- **推奨する使い方：**
 - **Step 1（基本ロジックの理解）：**第 1 章・第 2 章を読み、北海道入試で繰り返し確認されている統治機構の出題構造と「4 ステップ確認手順」を把握する。
 - **Step 2（ステップ分解演習）：**第 3 章 第 1 部の特訓ドリル（問 1～8）を解く。いきなり正誤を決めず、書き込み枠に従って「Step 1 行為特定」「Step 2 主体想起」「Step 3 対象確認」を埋めてから「Step 4 判定・解答」を導く（目安時間：30 分）。
 - **Step 3（パターン非開示・実戦演習）：**第 3 章 第 2 部の実戦ドリル（問 9～12）を解く。パターン名が伏せられた本番形式の中で、自力で 4 ステップを回して正誤を判定する（目安時間：20 分）。
 - **Step 4（照合と分析）：**第 4 章の解答・解説を熟読し、各問の「解法ロジック」と「主客のすり替えポイント」を確認する。
 - **Step 5（誤答分析）：**各問の「誤答原因チェック欄」を使い、ミスの原因が「行為の読み落とし」なのか「主体の混同」なのか「対象の取り違い」なのかを客観的に把握する。
 - **Step 6（過去問接続）：**第 6 章の「過去問演習 組み合わせ優先度表」に従い、実際の入試問題で対応関係を判定できるか確認する。

【冒頭 1 分要約：15 年分析が導いた結論】

【結論】統治機構の正誤判定は「単語の暗記」で解くのではない。「誰が（主体）」「誰・何に対して（対象）」「何を行うか（行為）」という対応関係を見抜く技術である。

2012～2026 年度の 15 年間の出題データを分析すると、北海道公立入試の統治機構には以下の客観的な事実が確認できる。

1. **出題頻度と重要性**：15 年間（計 81 問）の中で、統治機構に関連する設問は **15 年度中 12 年度（80.0%）**、計 **28 処理**が確認されており、出題年度数が最多水準にある分野の一つである。
2. **問われる構造の共通性**：単に「三権分立」という用語を答えるだけでなく、選択肢文の中で「内閣が条約を承認する（正しくは国会）」「内閣が最高裁判所長官を任命する（正しくは天皇）」のように、**主語（主体）と述語（行為）を入れ替えた誤文を見分けさせる処理**が繰り返して確認されている。
3. **判定の一貫した確認手順**：出題テーマ（国会・内閣・裁判所・地方自治）が異なっているも、今回確認した統治機構の問題は、「(1) 行為の特定 → (2) 主体の想起 → (3) 対象の確認 → (4) 照合と判定」という 4 ステップで整理できる。

★ 選択肢の雰囲気流されるな。まず「述語（行為）」に線を引き、「主語（主体）」が一致しているかを検証せよ。

第 1 章：15 年間の出題データに見る「統治機構」の実態

北海道公立高校入試の公民分野において、確認されている統治機構の実例から、代表的な 2 つの構造を精査する。

実例(1)：権能の分担と主客の対応——条約の締結と承認

- **設問の典型構造**：国会と内閣の権能に関する正誤判定問題。
- **想起すべき憲法上の原則**：
 - 条約を「締結」する権能：内閣（憲法第 73 条）
 - 条約の締結に必要な「承認」を与える権能：国会（憲法第 61 条・第 73 条）
- **誤文の作られ方**：
 - 「内閣は、外国との間で条約を締結し、自らこれを承認する。」（×：承認するのは国会）
 - 「国会は、外国との間で条約を締結する権限を持つ。」（×：締結するのは内閣）
- **分析の視点**：条約という一つの対象に対し、「締結＝内閣」「承認＝国会」というように、行為（述語）ごとに主体（主語）を明確に切り離して整理できているかが試されている。